

大口町污水適正処理構想（案）

1 污水处理施設整備構想とは

町民の生活や地域活動に伴い、生活排水や雑排水、工場排水等、様々な污水が発生します。発生した污水は、そのままでは水路や道路側溝を汚し、五条川など河川の水質を悪化させてしまうため、適切に処理する必要があります。污水处理施設には、下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽等、様々な施設があり、地域の特性に応じて施設を選択することとなります。

污水处理施設整備構想とは、大口町内の各地域において、どのような污水处理施設を選択するかを経済性等に基づき定めた計画です。

2 見直しの理由

污水处理構想は、計画策定当時の社会情勢を考え計画しています。

しかし、污水处理施設の整備には、長期の時間を要するため、社会情勢が変化し、当初考えていた污水处理施設の組み合わせが、必ずしも現時点において適切であるとは言えなくなることがあります。

このため、大口町では污水处理構想を適宜見直すものとしており、今回污水处理構想を見直す理由は次の通りです。

（１）大口町では、平成 15 年に污水处理構想を策定し、平成 22 年に見直しを行いました。今回、平成 22 年の見直しから約 5 年の時間が経過したため、再度構想の見直しに着手しました。

（２）今回見直した構想は、平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省が初めて共同で策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、①人口減少など社会情勢の変化の反映、②住民意向の把握、③污水处理施設間の連携（施設の共同化・共有化）の検討、④建設費、維持管理費の見直し等を行います。

（３）抜本的な施設の更新時期に達した農業集落排水施設については下水道へ統合も視野に入れて、より効率的な事業を行うものとします。

3 大口町の汚水処理の現状と課題

(1) 現状

家庭で発生する汚水としては、①し尿（トイレ排水）と、②炊事や洗濯、入浴等により発生する雑排水の 2 つがあります。

汚水処理施設には、し尿と雑排水の両方を処理する、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の他に、し尿のみ処理し、雑排水については処理することなく道路側溝等へ排出する単独浄化槽やし尿汲み取り施設（ポットン便所）があります。

大口町では、住環境や水質保全を行うために、し尿と雑排水の両方を処理可能な、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の 3 つの処理施設で汚水処理を行うものとしています。

下水道の整備に時間を要する等の理由から、平成 25 年度末現在、町内の約 9 割の方が、下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽を利用しているにとどまっています。

残りの約 1 割の方については、単独浄化槽やし尿汲み取り施設（ポットン便所）を利用されているため、今後、下水道整備の進捗にあわせて切り替えていただく必要があります。

大口町の汚水処理人口内訳

（平成 25 年度末現在）

項 目	対策済み			下水道又は合併浄化槽への変更が必要	計
	下水道	農業集落排水 合併浄化槽	小計	単独浄化槽 し尿汲み取り施設 (ポットン便所)	
処理人口 (人)	18,859 人	2,100 人	20,959 人	1,923 人	22,882 人
割 合	82.4%	9.2%	91.6%	8.4%	100.0%

注)単独浄化槽, 汲み取りは、し尿については処理しているものの、雑排水を未処理放流しているため、下水道又は合併浄化槽への切り替えが必要となります。

・下水道接続率（水洗化率）

五条川右岸（公共下水道） 69.7%

五条川左岸（公共下水道） 90.0%

〃 （特環下水道） 82.9%

（２）大口町の課題

町の課題としては、次のようなものがあります。

①農業集落排水施設の更新が必要

農業集落排水施設は、平成３年の共用開始後 24 年の年月が経過し、機械電気設備を更新する必要が生じています。

②整備に時間を要すること

大口町では、生活環境の保全や、五条川や伊勢湾等の水質保全のために、町整備計画に基づき、順次下水道整備を進めています。

しかしながら、下水道整備には時間を要するため、平成 34 年頃までかかる見通しです。

補足）下水道整備に時間を要した場合の不具合の例

下水道整備に時間を要する区域の方は、下水道への切り替えができないため、住環境や水質保全を行うことができません。このような下水道整備予定地域の方が、住環境の改善のために自主的に合併浄化槽を整備した場合でも、下水道整備後は、下水道への接続をお願いすることになります。この場合、合併浄化槽の整備費用と下水道切り替え費用の両方を負担していただくことになってしまいます。

③接続率が低い

下水道を利用するためには、住民の方に下水道への接続をお願いすることになります。大口町内では、下水道整備後、十分な時間が経過した五条川左岸処理区（公共下水道処理区）については、接続率が 9 割に達していますが、下水道整備年次が比較的新しい、五条川右岸処理区（公共下水道処理区）や五条川左岸処理区（特別環境保全公共下水道処理区）では、下水道への接続率が 7～8 割程度に留まっています。

補足）接続率が低い場合の不具合の例

接続率が低い場合、下水道使用料が少なくなり、下水道使用料の値上げや町費（税金）の繰入が多くなってしまいます。

4 見直しの基本方針

大口町の汚水処理施設の整備は、これまでと同様経済性に着目し、下水道整備等の集合処理が、合併浄化槽整備よりも経済的となった区域を下水道整備区域等と定めるものとししました。

機械電気設備の更新が必要な農業集落排水施設については、設備を更新した場合と、下水道へ統合した場合の費用を比較して、取り扱いを定めるものとししました。

また、経済性は最新の建設単価・維持管理費単価を用いて確認するものとししました。

なお、下水道整備が経済的となった区域であっても整備に時間を要する場合、下水道整備を行うまでの間に合併浄化槽による整備が進むことも考えられるため、アンケート等により下水道への接続意思を確認した上で、下水道区域を定めるものとししました。

下水道整備完了年は、近年の町の財政力（年間投資可能額）を考慮して設定するものとししました。

補足）経済性の確認

下水道整備と合併浄化槽整備にかかる建設費・維持管理費の合計を比較し、経済的な区域を下水道整備区域と定めていました。

5 見直し結果（見直しのポイント）

（１）設定方法、考え方については変更していません。

汚水処理施設の選定にあたっては、これまでと同様、経済性に着目して設定しました。

ただし、経済性の確認に用いる建設単価・維持管理費単価等は、最新のものを用いました。

（２）整備完了年を平成 34 年頃とししました。

汚水処理施設の整備完了年は、近年の町の財政力（年間投資可能額）を考慮して、整備が完了するものとししました。

検討結果を次に示します。

